

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（第1回）

議 事 次 第

日時：令和6年4月16日（火）

場所：書面開催

1 開 会

2 議 事

議案1 TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会の設置について

議案2 TOKYO LIGHTS 2024 事業計画等について

議案3 プロジェクションマッピング国際大会等実施計画について

議案4 TOKYO LIGHTS 2024 共催協定書について

【配布資料】

- ・ 委員等名簿（案）

< 議案1 >

- ・ 資料1-1 TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会設置要綱（案）
- ・ 資料1-2 TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会事務規程（案）
- ・ 資料1-3 TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会財務規程（案）
- ・ 資料1-4 個人情報保護方針（案）

< 議案2 >

- ・ 資料2-1 TOKYO LIGHTS 2024 事業計画（案）
- ・ 資料2-2 TOKYO LIGHTS 2024 収支予算書（案）

< 議案3 >

- ・ 資料3 プロジェクションマッピング国際大会及び
プロジェクションマッピングエキシビション実施計画（案）

< 議案4 >

- ・ 資料4 TOKYO LIGHTS 2024 の実施に関する共催協定書（案）

- ・ 資料5 書面表決書

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会委員等名簿

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会委員

役職	所属・職	氏名
委員長	東京都産業労働局 観光部長	江村 信彦
委員	一般財団法人プロジェクションマッピング協会	(代表 石多 未知行)
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課長	山口 繁樹
〃	東京都保健医療局 企画部 企画政策課長	金澤 亮太
〃	東京都交通局 総務部 企画調整課長	上村 雄二
〃	新宿区 文化観光産業部 文化観光課長	村上 喜孝
〃	公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課長	岡野 弘
〃	東京都環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課長	椿野 貴史
〃	東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課長	小島 正禎

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 監事

役職	所属・職	氏名
監事	東京都産業労働局 総務部 計理課長	高橋 佳宏

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 事務局

役職	所属・職	氏名
事務局長	東京都産業労働局 観光部 地域振興担当課長	門井 淳
事務局員	一般財団法人プロジェクションマッピング協会	(事務局長 藤井 秀樹)
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課 課長代理 (事業支援担当)	関谷 和貴
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課 事業支援担当	新井 夏希

6 T 実 委 第 号
令和 6 年 4 月 日

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 光や音の優れた演出効果によるプロジェクションマッピングの国際大会等のイベントを実施することで東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して、民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図ることを目的とした「TOKYO LIGHTS 2024」を円滑に運営するため、TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌管事項)

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) イベントの企画に関すること
- (2) イベントの広報に関すること
- (3) イベントの実施に関すること
- (4) イベントの事業成果の総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定、実施計画及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) その他イベント運営に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にあるものをもって充てる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、委員会が別に解散日を定めた場合には、当該解散日までを任期とする。

(案)

(委員長・議決等)

第6条 委員長は東京都産業労働局観光部長をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合には、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 6 特別な事情により、委員会を開くことができなかった場合に、委員または事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

(監事)

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了したのち、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(事務局の設置)

第8条 委員会の事務を処理するため、TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局観光部地域振興担当課長を充てる。
- 4 事務局長は、委員長の名を受け、委員会の事務を統括する。

(経費)

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都の負担、その他の収入をもって充てる。

(解散)

第10条 実行委員会は、イベントが終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散するものとする。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(案)

(事務及び財務の取扱い)

第 1 1 条 実行委員会における事務及び財産の取扱いについては、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 1 2 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 日から施行する。

(案)

【別表 1】

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会委員

就任する役職	所属・職
委員長	東京都産業労働局 観光部長
委員	一般財団法人プロジェクトマッピング協会
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課長
〃	東京都保健医療局 企画部 企画政策課長
〃	東京都交通局 総務部 企画調整課長
〃	新宿区 文化観光産業部 文化観光課長
〃	公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課長
〃	東京都環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課長
〃	東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課長

【別表 2】

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 監事

就任する役職	所属・職
監事	東京都産業労働局 総務部 計理課長

【別表 3】

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 事務局

就任する役職	所属・職
事務局長	東京都産業労働局 観光部 地域振興担当課長
事務局員	一般財団法人プロジェクトマッピング協会
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課 課長代理（事業支援担当）
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課 主任

6 T 実 委 第 号
令 和 6 年 4 月 日

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会

事務規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「委員会」という。）の事務の能率的運営と、その責任の明確化を図るため、必要な事項を定める。

(事案の決定)

第 2 条 事案の決定は、委員会の会議で議決すべきものを除くほか、事務局長が行うものとする。

2 事務局長の不在時において、当該事案について至急に決定を行う必要があるときは決定権者があらかじめ指定した者が決定する。

(事案の決定方式)

第 3 条 事案の決定は、決定事項を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が署名し、又は押印する方式により行うものとする。

2 前項の起案文書は、当該事案の決定権者が、原則として起案用紙（別記様式第 1 号）により自ら作成し、又は事務局職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて作成させるものとする。

(文書の取り扱い)

第 4 条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように処理及び管理しなければならない。

(文書主任の設置及び職務)

第 5 条 事務局に文書主任を置き、東京都 産業労働局 観光部振興課 課長代理（事業支援担当）の職をもってこれに充てる。

2 文書主任は、事務局長の命を受け、次の職務に従事する。

- (1) 文書の收受、配付及び発送に関すること。
- (2) 文書の審査に関すること。
- (3) 文書の整理、保管、保存、引き継ぎ及び廃棄に関すること。
- (4) その他文書事務に関し必要なこと。

(簿 冊)

第 6 条 文書の管理は文書番号簿(別記様式第 2 号)に記載して行わなければならない。

(文書の記号と番号)

第 7 条 委員会が収発する文書には、「T 実委」の記号を付し、一連の番号を記載しなければならない。

(印章の名称、寸法、ひな型等)

第 8 条 委員会の事務局に、「TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会委員長之印」を置く。

2 印章の書体、ひな型及び寸法は別表 2 のとおりとする。

(印章の管理)

第 9 条 印章の管理は、事務局長が行い、印章に関する事務をつかさどる。

2 事務局長は、文書主任に印章に関する事務を処理させることができる。

(印章の使用)

第 10 条 印章の押印を求めようとする者は、印章使用簿(別記様式第 3 号)に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

(印章の印影の刷り込み)

第 11 条 定例的かつ定型的な文書等で一時に多数印刷する文書等のうち、印章管理者が適当と認めたときは、その印章の印影を当該文書等に刷り込むことにより印章の押印に代えることができる。

(補 則)

第 12 条 この規程に定めのない委員会の事務処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 日から施行する。

別表1

決定権者	事案の区分		保存期間
委員長	1	事業計画の実施に係る基本方針の策定に関する事。	5年
	2	委員会の会議に関する事。	
	3	規程の制定及び改廃に関する事。	
	4	予定価格が1000万円以上の契約に関する事。	
	5	前各号のほか、特に重要な事項に関する事。	
事務局長	1	方針の決定している事業の執行に関する事。	1年
	2	事務局の運営に関する事。(重要なもの)	
	3	予定価格が1000万円未満の契約に関する事。	5年
	4	前各号のほか、定例的又は軽易な事項に関する事。	1年

別表2

書式	ひな型	寸法
古印体	TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 委員長	方24mm

(様式第 1 号)

(様式第 1 号)										保存期間			引継ぎ		
文書記号・番号		▲ T 実 委 第 ○ ○ ○ 号				処 理 経 過	施 行		令 和 年 月 日						
文書の取扱い					の 回 付 ・ 施 行 上 の 注 意						決 定			令 和 年 月 日	
											施行予定			令 和 年 月 日	
											起 案			令 和 年 月 日	
先方の文書		令 和 年 月 日						収 受		令 和 年 月 日					
あて先					発信者名					公印照合・押印		発送			
決定権者	委	事	件名												
起案		審査		審議		協議									

文書番号簿

			文書番号		号		
件名			施行	令和	年	月 日	
			決定	令和	年	月 日	
			施行予定	令和	年	月 日	
			起案	令和	年	月 日	
收受文書番号		第	号	收受	令和	年	月 日
決定区分	委員長・事務局長		備考				
起案者							

			文書番号		号		
件名			施行	令和	年	月 日	
			決定	令和	年	月 日	
			施行予定	令和	年	月 日	
			起案	令和	年	月 日	
收受文書番号		第	号	收受	令和	年	月 日
決定区分	委員長・事務局長		備考				
起案者							

			文書番号		号		
件名			施行	令和	年	月 日	
			決定	令和	年	月 日	
			施行予定	令和	年	月 日	
			起案	令和	年	月 日	
收受文書番号		第	号	收受	令和	年	月 日
決定区分	委員長・事務局長		備考				
起案者							

			文書番号		号		
件名			施行	令和	年	月 日	
			決定	令和	年	月 日	
			施行予定	令和	年	月 日	
			起案	令和	年	月 日	
收受文書番号		第	号	收受	令和	年	月 日
決定区分	委員長・事務局長		備考				
起案者							

			文書番号		号		
件名			施行	令和	年	月 日	
			決定	令和	年	月 日	
			施行予定	令和	年	月 日	
			起案	令和	年	月 日	
收受文書番号		第	号	收受	令和	年	月 日
決定区分	委員長・事務局長		備考				
起案者							

(様式第3号)

印章使用簿

[illegible]

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会

財務規程

(目的)

第1条 この規程は、TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(財務管理の基本)

第2条 委員会の財務は、法令、委員会事務規程及び本規程及びその他委員会により定める規程による。

(会計期間)

第3条 委員会の会計期間は、委員会の設置の日から委員会の解散の日までとする。

(会計責任者)

第4条 委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

(科目)

第5条 委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

(予算案の作成)

第6条 委員長は、会計期間開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会の会議に提出するものとする。

(予算の執行)

第7条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

- 2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。
ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第8条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第9条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局観光部振興課課長代理（事業支援担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第10条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収証書を相手方に交付しなければならない。
3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第11条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
(2) その他事務局長が請求書を徴する必要がないと認めた場合

- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(立替払)

第12条 事業の運営上、立替払により支払いを行う必要がある場合においては、事務局長は領収証書その他支払の確認ができる書類を確認の上、立替払をした者に対し支出す

ることができる。

(仮払)

第 13 条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

(契約方法)

第 14 条 委員会が締結する契約は、競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

(入札参加者の指名)

第 15 条 前条の規定による競争入札の参加者は、参加しようとする者のうちから信用等を考慮の上事務局長が指名する。

(随意契約)

第 16 条 第 14 条の規定により随意契約する場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 100 万円未満の契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

(契約書の作成等)

第 17 条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。
 - (2) 契約金額 100 万円未満の契約
 - (3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は、事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。
- 3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 18 条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

(決算資料の作成等)

第 19 条 委員長は事業終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

(現金出納簿)

第 20 条 事務局長は、委員会の適切な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第 1 号）を備え整理しなければならない。

(補 則)

第 21 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、令和 6 年 月 日から適用する。

別表

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	使用料及賃借料	会場の使用に係る経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役務費	振込手数料、保険料、その他の経費
	雑支出	その他の支出

(様式第1号)

現金出納簿

[illegible]

個人情報保護方針

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取組を実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

「TOKYO LIGHTS 2024」の実施に係る個人情報の取り扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び実行委員会委員以外の者への提供は、今後の TOKYO LIGHTS 2024 開催に係る案内や、TOKYO LIGHTS 2024 主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破損等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員、実行委員会事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

6 T 実 委 第 号
令和 6 年 4 月 日

TOKYO LIGHTS 2024 事業計画

1 事業目的

光や音の優れた演出効果によるプロジェクションマッピングの国際大会等のイベントを実施することで東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して、民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図ることを目的としてイベントを実施する。

2 TOKYO LIGHTS 2024 開催概要

(1) 開催内容

- ① プロジェクションマッピング国際大会 (1minute Projection Mapping Competition) 及びプロジェクションマッピングエキシビション
- ② 光の祭典 (光をテーマとした造形や空間体験、飲食等を楽しめるイベント)

(2) 開催時期

令和 6 年 9 月及び 11 月 (予定)
※変更があった場合、別途協議する。

(3) 開催場所

明治神宮外苑 聖徳記念絵画館及び総合球技場軟式球場

(4) 対象者

本イベントの対象者は主に以下の者を想定している。

- ① 都民及び都内在勤・在学等のすべての人
 - ② 観光目的に東京を訪れる国内外からの旅行者等
- なお、感染症等の流行状況により、対象者は適宜見直す。

(5) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。企画・運営に当たっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

3 実施計画

(1) 委託業者の選定

企画提案方式により TOKYO LIGHTS 2024 の企画・運営委託業者 (以下、「受託者」という。) を選定する。

(2) イベントの企画決定

(案)

イベントの企画検討を行い、内容を決定する。

(3) 広報戦略

広報戦略を策定し、対象者に対し効果的なPRを行う。

4 今後のスケジュール

令和6年4月	TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会 設立
4月	プロジェクションマッピング作品募集開始
5月	受託事業者決定(予定)
7月	実行委員会開催(企画案説明)、開催プレス(予定)
9月	TOKYO LIGHTS 2024 開催 (予定)
10月	実行委員会開催(企画案説明)、開催プレス
11月	TOKYO LIGHTS 2024 開催 (予定)
令和7年2月	実行委員会開催(実施報告、精算)、解散

5 委員の役割

別表のとおりとし、解釈について疑義が生じた場合や、この別表に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。

(案)

別表 委員の役割

役職	所属・職	役割
委員長	東京都産業労働局 観光部長	委員会の会議の招集、主宰 イベントの企画決定、広報戦略に関すること 等
委員	一般財団法人プロジェクショ ンマッピング協会	国際大会及びエキシビションの企画・運営に関すること イベントの企画決定、広報戦略に関すること 等
〃	東京都産業労働局 観光部 振興課長	地域の自治体や観光協会等との連携に関すること 等
〃	東京都保健医療局 企画部 企画政策課長	イベントにおける食品関係営業許可に関すること 等
〃	東京都交通局 総務部 企画調整課長	都営交通における広報や旅客案内等に関すること 等
〃	新宿区 文化観光産業部 文化観光課長	会場周辺の情報提供、地域との連携に関すること 等
〃	公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課長	地域の自治体や観光協会等との連携、情報発信に関する こと 等
〃	東京都環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課長	H T T の取組との連携に関すること 等
〃	東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課長	産業・エネルギー政策との連携に関すること 等

(案)

資料2-2

TOKYO LIGHTS 2024収支予算書

TOKYO LIGHTS 2024に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	480,000,000	
雑収入	その他収入(入場料等)	0	
計		480,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	320,000,000	イベント実施に係る業務委託
	使用料及賃借料	66,000,000	イベント会場の使用料
	雑支出	90,000,000	
事務局運営費	会議費	500,000	
	消耗品費	100,000	
	役務費	3,300,000	
	雑支出	100,000	
計		480,000,000	

プロジェクションマッピング国際大会 (1minute Projection Mapping Competition) 及びプロジェクションマッピングエキシビション 実施計画

一般財団法人プロジェクションマッピング協会

TOKYO LIGHTS 2024 事業計画の役割分担に基づき、プロジェクションマッピング国際大会 (1minute Projection Mapping Competition) 及びプロジェクションマッピングエキシビション国際大会 (以下、「国際大会等」という。) を以下のとおり実施する。

- 1 国際大会等の事務局として、実行委員会との連携を図り、以下の業務を実施する。
 - (1) 実行委員会等との打合せ議事録や資料を作成する。
 - (2) 受託者の候補を選定する。
 - (3) 国際大会等を中心として、TOKYO LIGHTS 2024 の進行管理や調整を行う。
 - (4) 受託者の提案や制作物の内容確認及び調整をする。
 - (5) その他、国際大会等に付随した実行委員会の運営に必要な業務を適宜行う。
- 2 国際大会等を中心として、TOKYO LIGHTS 2024 の会場使用における許諾に関する一連の調整を行う。
- 3 国際大会の作品募集について
 - (1) 募集に関する一連の業務を実施する。その際には、多数の作品が集まるような企画を考え、実行委員会と協議の上で実施する。
 - (2) 国際大会ホームページにて、東京での実施について日本語と英語の 2 か国語で広報を行う。

なお、TOKYO LIGHTS 2024 についての公示が実行委員会より行われた後は、そのホームページ内でプロモーションを実施する。なお、文字校正に関しても、責任をもって行い、掲載する内容、写真、情報に関しては、実施施設へ確認をとる。
- 4 国際大会の審査について
審査に関する一連の業務を実施する。
 - (1) 最終審査の審査員の選定をし、実行委員会と協議の上で決定する。
 - (2) ファイナリストの選定をし、実行委員会と協議の上で決定する。

(案)

(3) ファイナリストや受託者によって選定した審査員の来場案内及び交通宿泊等手配等を実施する。

(4) 国際大会の入賞者への賞金の支払いをする。

5 国際大会等について

(1) 全体の進行管理を行う。

(2) 実施のために必要なスタッフや進行台本等を準備する。

(3) 受託者と協力をする。

(4) その他、国際大会等の実行に必要な映像等の制作を行う。

6 国際大会等を中心として、TOKYO LIGHTS 2024 に関する、法務及び税務等の処理を行う。

(1) 関係各所との必要な契約の締結をする。

(2) 国際大会事業及びエキシビション事業に係る募集要項作成、応募作品を管理をする。

(3) チケット収入、協賛金等含めた収支作成のアドバイスや書類を作成する。

(4) 双方の責によらず第三者から訴訟が提起された際には共同で対応する。

7 TOKYO LIGHTS の Web サイト管理について

国際大会等をメインコンテンツとする TOKYO LIGHTS の Web サイトについて、以下の内容を実施する。

(1) TOKYO LIGHTS Web サーバーの更新管理

(2) TOKYO LIGHTS ドメインの更新管理

(3) TOKYO LIGHTS SNS アカウントの継続管理

(4) 受託者への契約期間中の編集権限付与及び運用管理

(案)

TOKYO LIGHTS 2024 の実施に関する共催協定書

東京都を甲とし、TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲と乙が共同して実施するプロジェクションマッピングイベント（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(協定期間)

第 2 条 本協定の期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(事業内容)

第 3 条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙 1「事業計画」に掲げる事業及びそれに派生し必要となる事業を実施する。

(業務分担)

第 4 条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

(1) 甲の分担業務

本事業の企画、実施等に関する協議及び助言

(2) 乙の分担業務

ア 本事業の企画、広報、実施等に関する事項全般

イ その他本事業の実施に必要な事項

(経費負担)

第 5 条 本事業実施に要する経費は、別紙 2「収支予算書」に基づき、甲が以下の金額を負担する。

金 480,000,000 円

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金等、参加者から観覧料等を徴収することができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。

3 本事業にかかる費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。
ただし、本事業の総事業費が第 1 項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

(事業計画の変更)

第 6 条 乙は事業計画の内容変更及び予算変更、又は本事業を中止する必要がある場合は、甲に変更等内容を文書により提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(案)

- 2 甲は、前項による承認を行うときは、必要に応じ、内容を変更し、また、条件を付すことができる。

(負担金の支出)

- 第7条 負担金の支払は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条第1項第4号により概算払とし、四半期ごとに乙からの請求に基づいて分割して支払うこととする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき負担金の支払を受けようとする場合は、別記第1号様式を知事に提出しなければならない。
 - 3 甲は、前項に規定する請求書を受領した日から14日以内にその内容を審査し、適正と認めたときは、その日から起算して30日以内に請求金額を乙に支払うものとする。
 - 4 甲は、前項による支払いを行うとき、必要に応じ、条件を付すことができるものとする。
 - 5 乙は、請求書の内容について甲から修正等の指示が出た場合、内容を変更し改めて請求書を提出するものとする。

(経理)

- 第8条 乙は、本事業に関して専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- 2 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにできるようにすること。また、当該帳簿及び当該証拠書類を本事業終了の翌会計年度から5年間保管するものとする。

(事務処理状況の調査)

- 第9条 甲は、必要と認めるときは乙の事務処理状況を調査することができる。
- 2 甲は、前項の調査に当たり、第8条2に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(事業報告及び決算報告)

- 第10条 乙は、本事業が終了したときは、別記第2号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

- 第11条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業終了後速やかにその内容を調査・審査の上、適当と認められるときは、負担額を確定し、乙に対して別記第3号様式により通知する。
- 2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第4号様式により精算するものとする。

(案)

(天変地異等による本事業の中止)

第12条 天変地異や不測の事故等、乙の責めに因らない事由による場合には、乙は事前に甲に通知した上で、本事業の全部又は一部を中止することができる。

- 2 感染症拡大防止等のため、甲が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、乙はそれに従うものとする。また、それにより経費が発生した場合は乙が提出した事業報告書を精査し、キャンセル料等、必要と認められる費用を甲は乙に対して支払うものとする。

(解除及び負担金の返還)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲が負担するものとする。実費にかかる負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

- (1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき。
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき。
- (3) 乙の本事業の執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき。

(延滞金及び違約加算金)

第14条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(10,000円未満の場合を除く。)を納付する。

- 2 前条第1項第1号から第3号までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(10,000円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金の計算)

第15条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団等の排除)

第16条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。))による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(案)

(個人情報 の 取扱い)

- 第17条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報 は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運営業務終了後においても同様とする。
- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(権利 の 帰属)

- 第18条 本事業の実施により得られる成果・著作物に対する著作権は、原則甲に帰属するものとする。

(安全確保)

- 第19条 乙は、本事業の運営に関し、参加者等の安全確保に十分配慮するものとする。万一、乙の責に帰すべき事由により、事故等が発生したときは、乙が損害を負担するものとする。

(本協定内容 の 変更)

- 第20条 本協定の内容を変更する必要があるときは、甲及び乙間で協議及び合意の上決定する。
- 2 前項の規定による合意に基づく変更は、書面により行うものとする。ただし、甲及び乙のいずれもが軽微と認める場合は、事前の通知をもって、本協定の内容を変更することができるものとする。

(協議解決)

- 第21条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、解決するものとする。また、必要に応じて書面にて確認するものとする。

(案)

協定締結の証として甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TOKYO LIGHTS 2024実行委員会
代表者 委員長 江村 信彦

(案)

(別記第 1 号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

このことについて、「TOKYO LIGHTS 2024の実施に関する協定書」第 5 条及び第7条に基づき、下記のとおりご請求いたします。

記

- 1 ご請求金額
金 円
- 2 摘要
- 3 振込先口座
- 4 その他

(案)

(別記第 2 号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

TOKYO LIGHTS 2024の実施に係る
事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、TOKYO LIGHTS 2024の実施に関する協定書第 10 条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(案)

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事

印

TOKYO LIGHTS 2024の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました
TOKYO LIGHTS 2024の実施に係る事業報告書及び収支決算書については、記
載のとおり承認いたします。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知
します。

記

負担金額確定額 金 円

(案)

(別記第 4 号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

TOKYO LIGHTS 2024の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号
で額の確定のあった標記の件について、下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 概算受領額
金 | 円 |
| 2 | 精算額
金 | 円 |
| 3 | 差引額
金 | 円 |

書面表決書

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会

委員長 江村 信彦 殿

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（第 1 回）の議事等について、下記のとおり意見等を表明しますので、よろしくお願いいたします。

記

1 議事について

議案 番号	内容	承認する	承認しない
議案 1	TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会の設置について		
議案 2	TOKYO LIGHTS 2024 事業計画等について		
議案 3	プロジェクションマッピング国際大会等 実施計画について		
議案 4	TOKYO LIGHTS 2024 共催協定書について		

（注）各議案について、「承認する」・「承認しない」のいずれかに○印で表示してください。

2 意見等

【意見欄】意見等がありましたらご記入ください。

令和 6 年 4 月 日

職 名 _____

氏 名 _____